

かめだ

平成12年(2000)

3/15

No.687

◆編集 亀田町役場企画課 〒950-0195 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025)381-2111 FAX(025)381-7090

5年に1度実施されます

人口動態職業・産業調査にご協力をお願いします

厚生省では、皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届け出を基に、出生や死亡の状況などを調べる人口動態調査を毎年実施しています。さらに5年に1度、国勢調査が実施される今年には、人口動態職業・産業調査もあわせて行われます。

この人口動態職業・産業調査は、各届け出を基に人口の動きにあわせ職業・産業の動きを調査し、その関連性を明らかにしながら、健康・福祉などの行政施策のための基礎資料とするものです。届け出をされる方々にはお手数をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いします。

●調査期間…平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間

●調査対象者…出生・死亡・死産・婚姻・離婚届を出される方々

●調査方法…各届け出をされるときにそれぞれの職業を番号で記入していただきます。

(例)「教員」、「プログラマー」→「01(専門・技術職)」

「一般事務員」、「集金人」→「03(事務職)」

「飲食店主」、「小売店主」、「外交員」→「04(販売職)」

「美容師」、「調理師」、「ホームヘルパー」→「05(サービス業)」

というように書いていただくことになります。

また、死亡届には、産業も番号で記入していただきます。

(例) 01(農業)、05(建設業)、11(不動産業)

●問い合わせ…役場住民課 ☎381-2111 内線164・165

～ 調査に関するQ&A ～

Q. 人口の動きとあわせて、職業や産業についても調査されるのはなぜ?

A. 職業や産業は、社会経済的な特徴としてそれぞれの方の労働環境や生活様式の違いを表す指標の一つです。そうした社会経済的な特徴と、出生や死亡、婚姻などの人口動態事象の関連を分析することで、例えば、「職業別に見た出生からの少子化対策」、「職業・産業別死因の分析による就業者の健康管理を」というように、今後の公衆衛生、労働衛生、社会福祉、保健・年金などの各種施策の基礎資料として活用するためです。

Q. 調査の結果は、どんな形で発表されるの?

A. 結果の集計は厚生省大臣官房統計情報部が行い、「人口動態統計特殊報告」として公表されます。また、厚生省のホームページ〈<http://www.mhw.go.jp>〉などでも発表されます。



問い合わせは住民課窓口で!

～ 特集 ～

『4月からスタート 介護保険』

(詳細は2～5ページに掲載)

4月からスタートする
介護保険

1 介護保険には
40歳以上の方
全員が加入します

介護保険には、40歳以上の方全員が加入し、40歳になる月から保険料を納めてもらうこととなります(表1)。

2 65歳以上の方の
保険料

各サービスの介護報酬が決定されたことにより、亀田町介護保険事業計画策定委員会において、保険料の基準額を、年額3万4,212円(月額2,851円)とし、現在、議会で審議中です。決定しだい、広報などでお知らせします(表2)。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料については、平成12年4月に決定すると平成15年3月までの3年間、基準額は変わらない予定です。これは、3年間の介護保険の給付状況を見た上で保険料を決めるためです。

表1 被保険者のイメージ図

39歳以下	40歳から64歳 (第2号被保険者)	65歳以上の方 (第1号被保険者)
介護保険 対象外	特定の病気により介護が必要となった場合に、認定を受けることによってサービスを利用することができます。 加入している医療保険に 介護保険料 医療保険料 上乗せする形で納めます	介護保険が必要となった場合に、認定を受けることによってサービスを利用することができます。 それぞれを納めます (介護保険料は原則年金から天引き)
	→40歳になる月から 介護保険に加入します。	→65歳になる月から 第1号被保険者となります

表2 65歳以上の方の保険料の算定基準表(年額を34,212円(月額基準額を2,851円)とした場合)

対象となる方	計算の方法	年 額
・生活保護被保護者 ・高齢福祉年金受給者	基準額×0.5	17,106円
世帯全員が町民税非課税	基準額×0.75	25,659円
本人が町民税非課税	基準額	34,212円
本人が町民税課税で合計所得金額が250万円未満の方	基準額×1.25	42,765円
本人が町民税課税で合計所得金額が250万円以上の方	基準額×1.5	51,318円

3 65歳以上の方の
介護保険料は
平成13年9月まで軽減

介護保険は、加入する40歳以上の方から保険料を納めてもらうことを基本としています。しかし、国では要介護認定など介護保険に関するさまざまな新しい制度に慣れてもらうための準備期間として、平成12年4月から平成13年9月まで、保険料を軽減する考えを発表しました。

これを受け亀田町も「65歳以上の方の保険料について、平成12年4月から平成12年9月までは徴収しません。また、平成12年10月から平成13年9月までは半額を徴収する」方針です。

(表3)
また、40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険に上乗せする形で納めてもらうことになっています。



〔65歳以上の方の納付方法〕

月額1万5,000円以上の年金を受けている方は年金から天引きとなります。年金は2カ月に1回の支給ですので、介護保険料も2カ月分を納めていただくこととなります。それ以外の方は、納付書や口座振替により町に直接納めることとなります。

表3 65歳以上の方の介護保険料

(年額34,212円(月額基準額を2,851円)とした場合)

平成12年度		平成13年度		平成14年度
平成12年4月から 平成12年9月まで	平成12年10月から 平成13年3月まで	平成13年4月から 平成13年9月まで	平成13年10月から 平成14年3月まで	平成14年4月から 平成15年3月まで
徴収しない 0円	$\frac{1}{2}$ 軽減 年額8,553円	$\frac{1}{2}$ 軽減 年額25,659円		年額34,212円

表4 同じ世帯でも保険料は異なります

(例) 4人家族で年齢が下記のような場合の介護保険料(年額)

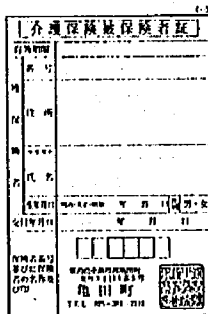
- Aさん 70歳 (町民税課税で合計所得金額200万円)42,765円
- Bさん 65歳 (Aさんの扶養で町民税非課税).....34,212円
- Cさん 50歳 (会社勤務)加入している医療保険に介護保険料を上乗せして納めます
- Dさん 45歳 (Cさんの医療保険に...Cさんが加入している医療保険の方で加入していて、扶養負担してくれるので、新たに保険料を納める必要はありません)

4 同じ世帯でも
保険料は異なります

同じ世帯に住んでいても、年齢などによって保険料が異なります。65歳以上の方の場合、本人や世帯の所得・課税状況に応じて、一人ひとり保険料を納めてもらいます(表4)。

5 介護保険の
被保険者証を送付しました

4月からの制度開始にあわせて、介護保険の被保険者証を交付します。被保険者証は、4月1日現在で65歳以上の方全員に郵送しました。40歳から64歳までの方の場合、要介護認定などの申請を行った方のみ交付します。被保険者証は、介護保険の申請を行う際、サービスを利用したりする際に提示することになります。なくさないよう大切に保管してください。介護保険の被保険者証は、はだ色です。病院に持っていく医療保険(国民健康保険や社会保険など)の被保険者証と間違えないようにしてください。



介護保険の被保険者証(はだ色)



認定されたら
ケアプランの作成

4月から介護保険のサービスを利用するためには、3月中にケアプラン(居宅サービス計画)を作成することが必要です。これは、サービスを利用する日程・費用・事業者などの、具体的な計画を作成することです。作成を支援してくれるのが「居宅介護支援事業者」です。利用する方や家族の希望を踏まえた計画の作成、サービスを提供してくれる事業所との連絡調整・介護度に応じた利用限度額についての考慮などを行い、適切なサービスを受けることができるように配慮してくれます。

認定結果が出た方には、認定通知書と一緒にケアプランの手続きについてもお知らせしています。4月から介護保険サービスをスムーズに利用するために、作成依頼等がまだの方は早めの手続きをしてください。なお、施設に入所される場合のケアプラン(施設サービス計画)は、入所する施設で作成しますので、利用する方が居宅介護支援事業者に依頼して作成する必要はありません。

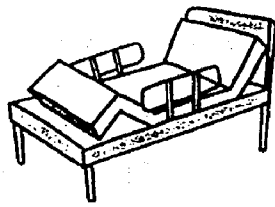
ケアプランは、認定された有効期間に応じて作成しますので、認定の有効期間が終了した場合は、要介護認定の更新申請を行い、改めてケアプランを作成することになります。

介護保険開始直前特集

表6 在宅サービスの介護度別の利用限度額

認定された介護度	利用限度額
要 支 援	61,500円
要 介 護 1	165,800円
要 介 護 2	194,800円
要 介 護 3	267,500円
要 介 護 4	306,000円
要 介 護 5	358,300円

福祉用具の購入および住宅改修費については、この限度額からは除かれます。



ですが、超えた金額については全額が自己負担となります。なお、限度額いっぱいにはサービスを利用するかどうかは、本人や家族の希望によります。施設に入所する場合の介護報酬は、表7のとおりです。金額は認定された介護度によって異なります。なお、施設に入所した場合は、食費や日常生活用品などの負担があります。

6 サービスの利用金額は

〔利用者1割負担〕

厚生省から、事業者がサービスを提供したときに受ける、介護報酬の発表がありました(表5・7)。例えば、要介護認定で「要介護1」と認定された方が、通所介護(デイサービス)を4時間から6時間未満で利用した場合、介護報酬は5、470円です。この金額のうち、9割は介護保険から給付されますので、残りの1割が自己負担となります。したがって、547円が利用者の負担金額となります。今までの福祉制度では、町に利用料や負担金を納めてもらっていましたが、介護保険ではサービスを提供してくれる事業者が、利用した方が直接支払うこととなります。支払うときは、領収書を受け取るようにしましょう。

また、介護度に応じて1か月に利用できる在宅サービスの限度額も決まりました(表6)。これは、さまざまな在宅サービスを利用する場合の、介護報酬の合計限度額です。利用限度額については、在宅サービスのみの適用となりますので、施設に入所する場合は適用されません。例えば「要介護1」と認定されている被保険者の場合は、16万5、800円が利用限度額になります。限度額を超えてサービスを利用することもでき

表7 施設サービスの種類と介護報酬

サービスの種類	サービスの内容	単価(円)	利用者負担
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方に、介護・機能訓練・療養のお世話をします。	323,000円	左の金額の1割 プラス食費 プラス日常生活用品 を負担
介護老人保健施設	病状が安定した方に、必要な介護・医療を行いながら、日常生活のお世話をします。	353,000円	
介護療養型医療施設	長期にわたって療養を必要とする方に、医療上のお世話と介護を行います。	426,000円	

注) この表の金額は平均利用月額平均であり、実際の金額は認定された介護度によって異なります。

表5 主な在宅サービスの介護報酬

サービスの種類	内容・条件	単価(円)	
訪問介護(ホームヘルプサービス)	身体介護が中心の場合(1回につき)	30分未満	2,100
		30分以上1時間未満	4,020
		1時間以上	5,840 以後30分増すごとに2,190円加算
	家事援助が中心の場合(1回につき)	30分以上1時間未満	1,530
		1時間以上	2,220 以後30分増すごとに830円加算
		身体介護および家事援助が同程度の場合(1回につき)	30分以上1時間未満
訪問入浴介護	1回につき	1時間以上	4,030 以後30分増すごとに1,510円加算
		1時間未満	12,500
訪問看護	指定訪問看護ステーションの場合(1回につき)	30分未満	4,250
		30分以上1時間未満	8,300
		1時間以上	11,980
訪問リハビリテーション	1日につき	5,500	
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター単独型利用の場合(1日につき)	3時間以上4時間未満	3,830
		4時間以上6時間未満	5,470
		6時間以上8時間未満	7,660
		送迎が必要な場合は片道につき440円を加算 入浴に特別な介助が必要な場合は600円を加算	
通所リハビリテーション(デイケア)	老人保健施設利用の場合(1回につき)	3時間以上4時間未満	3,790
		4時間以上6時間未満	5,420
		6時間以上8時間未満	7,580
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム併設型の場合(1日)	送迎が必要な場合は片道につき440円を加算 入浴に特別な介助が必要な場合は600円を加算	
			9,420
短期入所療養介護	老人保健施設を利用(1日)	10,260	
居宅療養管理指導	医師、歯科医師が行う場合(1回につき)	9,400	
福祉用具の貸与(レンタル)		貸与(レンタル)に要する費用	
福祉用具の購入		1年間で10万円まで	
住宅改修費		1年間で20万円まで	

※ サービスを利用した場合は、右記表の単価金額の1割を負担します。

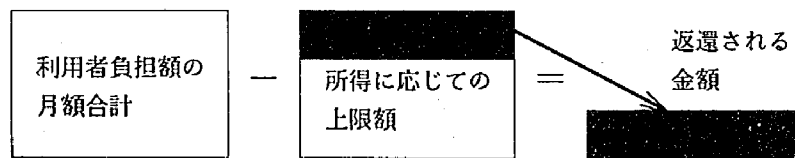
表8 高額介護(支援)サービス費利用者負担上限額と施設入所者の食事負担額

	(金額は月額)		
	一般被保険者	世帯全員が町民税非課税の方	生活保護被保護者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方
高額介護(支援)サービス費の利用者負担上限額	37,200円	24,600円	15,000円
施設に入所した場合の食事負担額	22,800円	15,000円	9,000円

7 利用者の負担が高額になった場合は

「高額介護(支援)サービス費」を申請すると、上限額を超えた金額が還

付されます。これは、利用者の負担が高額となって重くならないように、所得の状況に応じて一定額で頭打ちとする制度です。また、所得の低い方は施設に入った場合の食費も軽減されます(表8)。



(例) 一般被保険者で利用者負担の月額合計が40,000円の場合
40,000円 - 37,200円 = 2,800円
2,800円が手続きをすることによって還付されます。

8 介護のことで困ったら一人で悩まず相談を
介護保険制度に関することや、介護で困ったことがあった場合は、最寄りの在宅介護支援センターにお気軽に相談してください。

問い合わせ
亀田町役場福祉課 介護保険係
☎ 381-2111 内142 146
向陽の里
☎ 381-1959
亀田町在宅介護支援センター
☎ 382-1111

県政モニター募集

県では、「県民起点」を基本理念に、県民参加型の開かれた県政の推進と多様な市民ニーズの把握のため、広く県政モニターを募集します。

- 1 仕事：年6回程度、県政の施策の中から特定のテーマについて、皆さんのご意見をレポート形式で回答していただきます。
- 2 応募資格：平成12年4月1日現在県内にお住まいの20歳以上の方で、新潟県の発展に熱意をお持ちの方。ただし、次の方は応募できません。
①公務員、公職選挙法に

よる公職にある方
②県の委嘱した他のモニター

- 3 募集人員：20人
- 4 任期：平成12年5月から平成13年3月末日まで
- 5 謝礼：活動実績に応じたお支払いします。

- 6 応募方法：封書またはFAXにより①住所②氏名(ふりがな)③年齢④性別⑤職業(職種)⑥電話番号⑦募集を何で知ったか⑧応募の動機(御字程度)を明記のうえ、応募してください。
- 7 募集期間：3月31日(金)まで。(当日消印有効)



故 角木 満夫氏に 正七位勲六等単光旭日章

1月15日に亡くなられた元亀田町消防本部消防司令の角木満夫氏(67歳=亀田町中島1-4-32)に正七位勲六等単光旭日章が叙されました。

はかりの定期検査を 実施します

8 選考結果：4月下旬までに選考結果を応募者全員にお知らせします。
9 申し込み・問い合わせ：〒950-8570 県庁総務部広報広聴課・広聴係 (住所を記載する必要はありません。)

善意の寄付 感謝します

取引や証明などに使われている「はかり」は、県知事の定期検査を受けたものでなければ使用できません。個別の定期検査の案内通知を、3月下旬ころ到着するように郵送します。また、新たに購入した方や不在、不着の場合は、次の日程をご覧のうえ、期間内においでください。

- 【日程と該当区域】
- ▼4月18日(火)：茅野山、早通、丸瀧、亀田工業団地
- ▼4月19日(水)：中島、大月、旭、西町、東船場、東本町、本町
- ▼4月20日(木)：船戸山、砂岡、鶴ノ子、元町、荻曾根、砂崩、所島、四ツ興

取得や証明などに使われている「はかり」は、県知事の定期検査を受けたものでなければ使用できません。個別の定期検査の案内通知を、3月下旬ころ到着するように郵送します。また、新たに購入した方や不在、不着の場合は、次の日程をご覧のうえ、期間内においでください。

第12回亀田町長杯争奪 オープン卓球大会のご案内

今年で12回目を迎え、県内外からレベルの高い選手も多数参加します。他県の選手と交流を深めるとともに高度な技術を身に付けるチャンスです。

- 開催日：(少年の部) 4月22日(出)、(一般の部) 4月23日(出)。どちらも午前8時30分まで受付。
- 会場：アスパーク亀田

亀田町総合体育館
種目：男女個人戦
少年男女の部(中学生以下)、一般男女の部(小・中・高校生も可)、地域・職域男女の部(地域職域の部は亀田町在住も)

募集 亀田町社交ダンス 月曜会

- ◆活動内容：社交ダンス
- ◆対象：初心者歓迎
- ◆活動日：月曜日：午後7時～9時

文化協会作品展と 県展入選者作品展

亀田町文化協会では、公民館まつり協賛事業として、次の日程で協会会員の作品展を開催します。また、同時に公民館・文化協会共催による、平成11年の新潟県美術展入選者の作品展も開催します。

- 開催日…3月25日(出) 午前10時～午後8時
3月26日(出) 午前10時～午後3時30分
- 会場…亀田町公民館3階 [入場無料]

知的障害者授産施設「わかばの家」 通所者募集のお知らせ

知的障害者授産施設「わかばの家」の通所者を募集します。通所を希望される方は役場福祉課へご相談ください。

- 募集定員…1名
- 対象者…18歳以上の知的障害者で、生活および職業訓練が必要な方。
- 所在地…向陽2-11-2 (亀田公園隣り)
- 申し込み・問い合わせ 役場福祉課 ☎381-2111 内線 143

募集 社交ダンス金曜会

- ◆活動内容：社交ダンス
- ◆対象：初心者
- ◆活動日：金曜日：午後7時～9時
- ◆会場：亀田町公民館
- ◆申し込み：活動日に直接会場へおいでください。

新潟ふれあいプラザで 「春風フェスタ」開催

- ◆ご家族、お友達とお誘い合わせのうえ、お気軽にご来場ください。
- ◆開催日：3月19日(日)
- ◆会場：新潟ふれあいプラザ(向陽1丁目)
- ◆内容(時間) [入場無料]

消費税および地方消費税の期限内納付

—新潟税務署—

納税は社会の基本的なルールです。日ごろから納税のための資金手当や納付の期限に十分注意し、期限内に申告・納付されるようお願いいたします。

- 期限内に納付されない場合には、延滞税が加算されます。
- 期限後申告あるいは修正申告をする場合には、本税と併せて延滞税と加算税の納付が必要です。なお、直ちに納付できない場合には、早めに税務署(徴収担当職員)に相談してください。



滞納しない、正しい納税。

縦覧場所：亀田町役場 企画課(土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分まで)

このことに伴って、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、縦覧を行っています。

また、新潟都市計画用途地域の變更についても、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、合わせて縦覧を行っています。

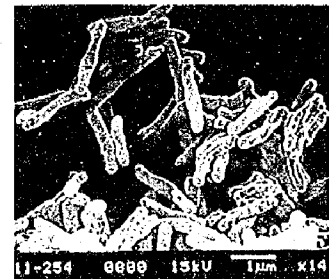
猛威をふるう結核

〈厚生省が「結核緊急事態宣言」を発表〉
日本で年間約4万人が発病
約3千人が死亡しています

日本では、減少し続けていた新規発生結核患者数が、1997年、38年ぶりに前年を上回りました。また、医療機関や学校における集団感染も急増していることなどから、昨年7月厚生省は「結核緊急事態宣言」を発表し、行政担当者や医療関係者をはじめ、皆さん一人一人が結核に関する正しい知識を理解し、結核を過去の病気としてとらえるのを改め、結核の克服に取り組んでいただくよう呼びかけています。

せきが2週間以上続いたら医療機関で受診を

結核は、早期発見・早期治療が大事です。薬をきちんと飲めば治る病気です。



結核菌(写真/結核研究所)

3月24日は世界結核デーです

必要以上に恐れたり、心配したりすることはありませんが、せきが2週間以上続くようであれば、風邪だと決めつけないで医療機関で受診するようにしましょう。

●情報などの問い合わせ
厚生省
http://www.mhw.go.jp
http://www.jata.or.jp
結核研究所
☎03-3292-192

4月の予防接種の日程を お知らせします。

◆問い合わせ…保健センター

☎381-2111 内線 401

内 容	対 象	日 時
ポ リ オ (小児マヒ)	H11年2月～H11年5月生まれ	4月11日(火)
	H11年10月～H11年12月生まれ	4月13日(木)
	H11年6月～H11年9月生まれ	4月24日(月)
三 種 混 合 (百日咳 破傷風 ジフテリア)	H11年6月～H11年9月生まれ ※初回3回目より1カ年を経過した方は、追加接種を受けてください。	4月12日(水)

- ◆受付時間…午後1時30分～2時20分
- ◆会 場…保健センター
- ◆持 ち 物…母子手帳と予診票

※予防接種は、亀田町に住民登録している方だけが受けられます。
 ※転入した方は、母子手帳を持って保健センターまでおいでください。予診票をお渡しします。
 ※病気や特異体質で医師から個別接種をすすめられているなど事情がある場合は、個別接種が受けられますので、保健センターへご相談ください。

知っていますか? 最低賃金

新潟県の最低賃金 (H11年9月30日から)

- ・日額 5,049円
- ・1時間 (時間給労働者) 632円

●問い合わせ

- ・新潟労働基準局 ☎266-4161
- ・新潟労働基準監督署 ☎266-3131

高齢者総合 相談センターの テレホンサービス

(24時間年中無休)

- ▶3月16日～3月31日…老眼鏡の選び方
- ▶4月3日～4月16日…始めてみませんか、こんなこと
- ▶電話番号…☎281-5550

▽☎381-2111 内線51
 ※新潟県が行う大学・短期
 大学奨学生募集に関する
 問い合わせは、新潟県教

■申し込み・問い合わせ:
 4月10日(月)までに教育委員
 会へ 学校教育課へ願書
 を取りにきてください。

■返済期間:卒業後10年以内

■貸与額:月12,000円(無利子)

■学困難な方。

■返済期間:卒業後10年以内

■(在学)する優秀な生徒

■対象者:亀田町に在住し、

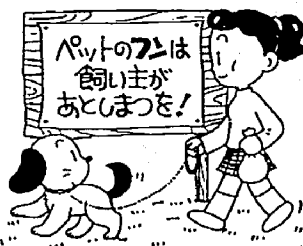
■県内の高等学校に入学

■で、経済的理由のため修

■学困難な方。

■奨学生を募集

育庁高等学校教育課まで
 お願いします。
 ☎285-5511
 内線3875



毎年3月15日号でお知らせしていた狂犬病予防集合せ注射の日程は、4月1日号でお知らせします。

狂犬病予防注射の
 お知らせは次回号

◆住民の動き

◆告知板

ごめいふく

(2月後半届出)

姓	名	世帯主	住所
伊石	芳光(60)	本人	東本町四区
渡邊	スイ(90)	本人	向陽二
杉本	福衛(78)	本人	向陽二
前澤	良治(45)	本人	向陽三
齋藤	完司(64)	本人	向陽二
石本	永二(66)	本人	向陽二
小山	博(72)	本人	向陽一
武田	昭和(72)	本人	向陽一
今泉	リイ(76)	本人	向陽一
堀切	芳男(75)	本人	向陽一
景山	正孝(64)	本人	向陽一
	裕之	本人	向陽一
	ユキ	本人	向陽一
	島三	本人	向陽一

※掲載を希望しない方は、届出の際に
 住民課窓口までお申し出ください。

お酒で悩んでいる方 毎週
 お気軽にご相談を 土曜

■時間 午後7～9時 ■ところ 公民館
 ■担当 断酒会会員 ※個人の秘密は厳守します。

行政相談 4月5日(水) 午前9時
 ～正午

■ところ 社会福祉協議会(新明町1) ☎(381)7221
 ■相談委員 土橋 稔さん ※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所 毎週火曜日

■時間 午前9時30分～午後3時 ■ところ 社会福祉協議会事務局(新明町1) ☎(381)7221 ※この時間内に、電話での相談も受け付けます。個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。